

みなべ町財政健全化計画 (集中改革プラン)

平成19年3月

みなべ町

はじめに

みなべ町財政健全化計画の策定にあたって

わが国の経済はバブル崩壊以降、デフレ経済等による低成長の結果、経済力が低下し厳しい状況が続いていましたが、近年、楽観することはできませんが、デフレ克服が展望できる状況が生じつつあります。他方、国と地方の財政状況は税収が平成3年以降、景気刺激対策による減税や経済の低迷により減少しています。

景気対策として実施した公共事業などの投資的事業の公債費が増大し、国と地方の長期債務残高が増加し厳しい財政状況となっています。これらの対応として、平成12年には地方分権一括法の制定、機関委任事務が廃止され、住民に身近な行政対応はできる限り地方公共団体が行うこととするため、国の権限を県に、県の権限を市町村に移譲する改正が行われています。また、地方分権の推進、少子高齢化の進行、広域的な行政需要の増大などの時代の変化に基づき、より充実した行政サービスを提供するために市町村合併が進められてきました。

これらを背景にして、地方分権・規制緩和・行政改革が推進されるとともに平成16年から平成18年にかけて実施されました国庫補助負担金改革や地方交付税改革及びこれに伴う税源移譲の三位一体改革の動向等から、今後の地方公共団体は自らの行財政能力のより一層の向上と行政体制の積極的な整備・確立を図ることが求められ、自己決定・自己責任による行政運営が求められています。

当町の税収も景気の低迷等により平成10年度をピークに減少しており、平成17年度ではそのピーク時に対して約273百万円の減額になっています。

また、みなべ町は平成16年10月に合併し、行財政改革の対応として議員定数や職員数の削減をはじめ特別職・非常勤特別職報酬の縮減などの人件費の削減を行っています。今後も定員適正化計画を策定して総人件費の削減に対応することにしています。

しかし、今後も地方財政を取り巻く環境が厳しいことが予測されますので、今後の時代変化への対応と新たな行政課題に対応できる弾力的な財政体制を確立することを目的として、平成18年度以降5カ年間の財政計画を策定するものです。

この財政健全化計画では、計画策定の目的・基本方針・計画期間を示し、これまでの町の歳入歳出、基金残高等の推移から、町の財政状況を分析するとともに平成18年度から平成22年度までの5カ年を中期財政健全化期間として、現在の制度や施策を

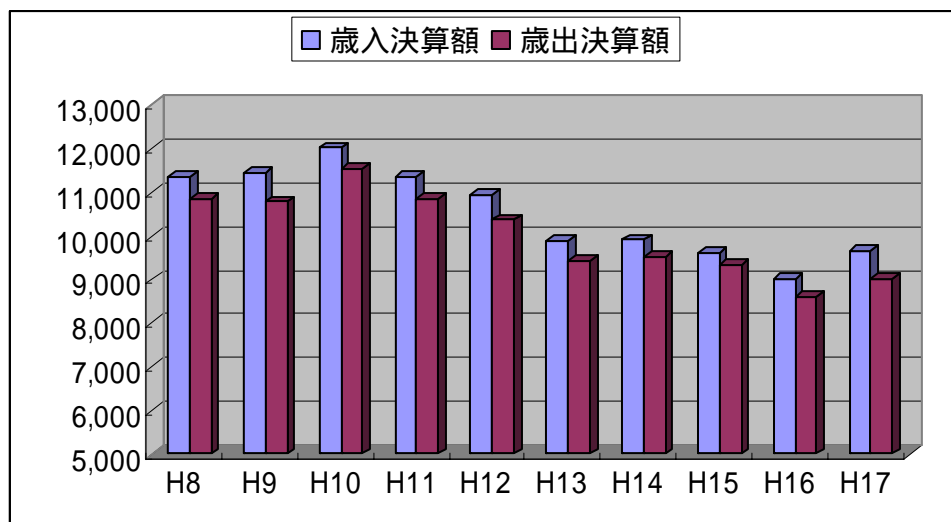
前提にして各種事業や施策を実施した場合の今後5年間の財政状況の推計を行い財政健全化のための具体的な対策として、歳入の確保と歳出の抑制を前提に見直しを行う事務事業を取上げています。

財政健全化は職員をはじめ議会議員方や町民の皆さん方に実態を認識して頂き、ご理解とご協力がなければできないものでありますので、財政状況についてわかりやすく情報を提供して進めていくこととしています。また、計画実施にあたっては町三役をはじめ職員一人ひとりが認識と理解を深めて意識改革を行いながら行財政の健全化に取り組むことが重要です。

町財政の状況について

これまでの歳入・歳出等の推移の状況を把握し、財政状況について解説します。（平成15年度以前は南部町・南部川村普通会計決算の合算）

(1) 歳入歳出決算の状況



(単位:百万)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
歳入決算額	11,377	11,474	12,031	11,375	10,954	9,885	9,918	9,627	9,019	9,663
歳出決算額	10,858	10,790	11,544	10,874	10,378	9,422	9,541	9,354	8,614	9,038
実質収支	404	390	335	360	480	431	255	262	394	583

・実質収支：歳入歳出差引額（形式収支）から、翌年度へ繰越すべき財源を控除した数値
歳入の状況

平成8年度から平成17年度までの10年間の歳入の推移を決算額で見ると平成8年度では11,377百万円であった歳入規模が、その後、増加を続け平成10年度では12,031百万円でピークになり、その後、減少傾向が続き、合併年度の平成16年度では9,019百万円となっています。ピーク時の10年度と比較すると3,012百万円減少になっています。

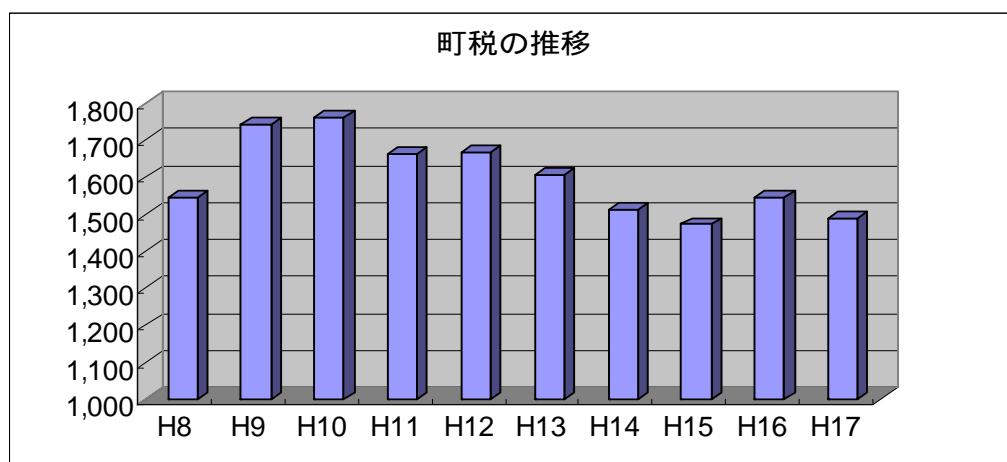
歳出の状況

平成8年度から平成17年度までの10年間の歳出の推移を決算額で見ると平成8年度は旧町5,641百万円、旧村5,217百万円の総額10,858百万円となっており、その後、平成12年度までは10,000百万円台で推移し、平成13年度以降は9,000百万円規模になり、合併年度の平成16年度では8,614百万円となっています。ピーク時の10年度と比較すると2,930百万円減少になっています。

(2) 歳入の状況

町税の状況

町税は、平成8年度が1,547百万円で歳入全体に占める割合が約13.6%でした。その後、基幹産業の梅関連産業等の活況により増額基調で推移し平成10年度には1,760百万円となり、歳入に占める割合も14.6%でピークになっています。しかし、その後、梅加工産業等が低迷局面に入り税収も減少傾向で推移し平成17年度には1,490百万円となっています。内容を分析すると町税の中で固定資産税は比較的安定局面で推移していますが町民税は平成9年度以降減少傾向が続いており、平成17年度では546百万円となってピーク時の平成9年度と比較すると379百万円の減額になっています。



(単位：百万円)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
町民税	741	925	905	779	810	720	601	590	639	546
固定資産税	686	690	719	744	715	741	766	734	754	793
軽自動車税	32	33	34	35	35	36	37	38	38	39
たばこ税	69	77	76	84	84	82	81	83	85	83
土地保有税	18	18	25	23	24	28	28	29	30	30
計	1,547	1,744	1,760	1,664	1,668	1,607	1,513	1,473	1,547	1,490

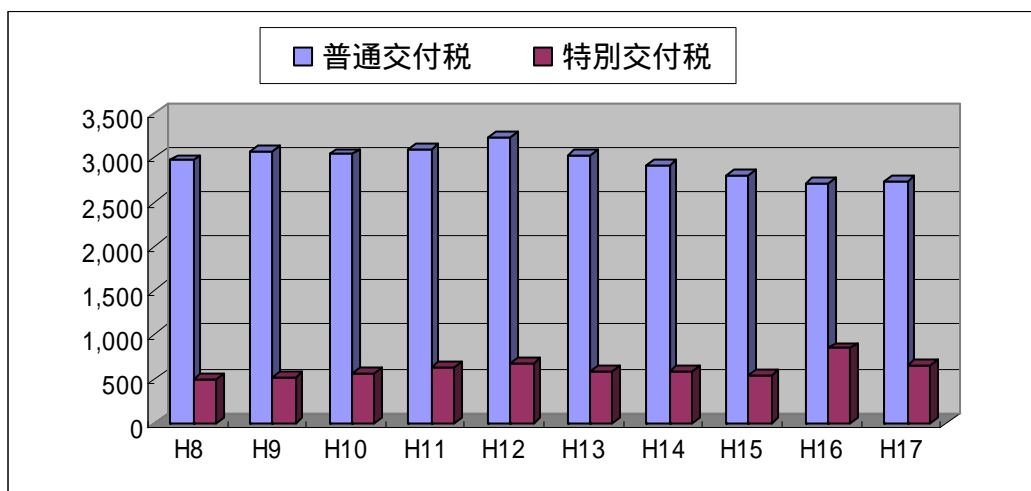
地方交付税の推移

地方交付税は国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の5税の一定割合が地方公共団体に交付されており、普通交付税と特別交付税に分類されます。

本町の地方交付税総額の推移を見ると平成8年度が3,476百万円で、その後、増加傾向が続き平成12年度には3,914百万円で交付額がピークとなっています。しかし、長引く景気低迷等により国における交付税総額の抑制等によって本町への交付額も減少傾向が続き平成17年度には合併に伴う特別交付税の包括措置加算を含めて3,392百万円（対H12： 522百万円）となっています。

内訳で普通交付税は平成12年度をピークに減少しています。また、特別交付税も平成16、17年度の包括措置分を除くと普通交付税と同じように平成12年度をピークに減少しています。

今後も地方交付税の総額は国の三位一体改革や行財政改革等により減少が続くことが予測されます。



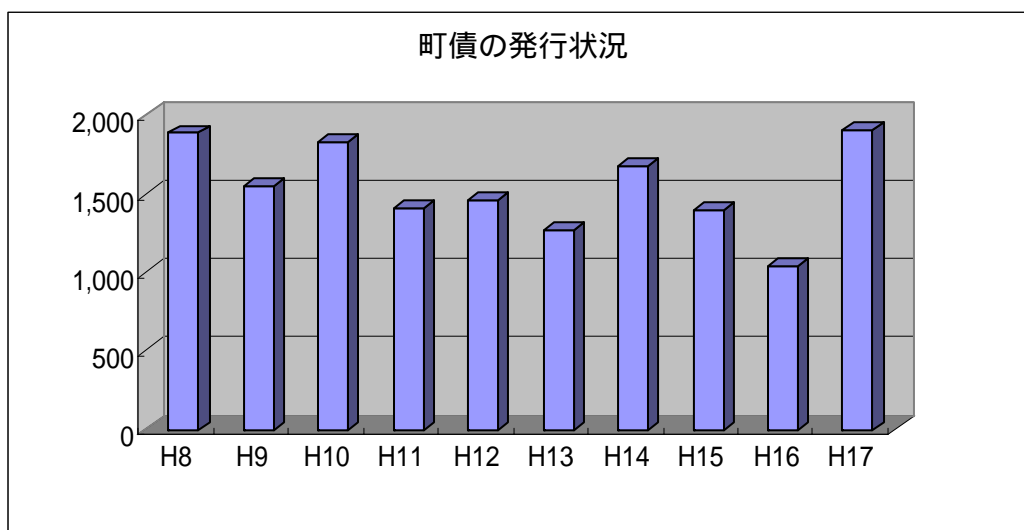
(単位：百万円)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
普通交付税	2,972	3,074	3,040	3,107	3,237	3,020	2,920	2,810	2,709	2,729
特別交付税	504	519	561	638	677	593	588	549	845	663
計	3,476	3,593	3,602	3,744	3,914	3,613	3,508	3,359	3,553	3,392

町債の発行と町債残高の状況

* 町債の発行の状況

町債の発行額の推移を見ると、平成8年度から平成12年度までの5カ年間の平均額は1,625百万円となっており、その中で平成8年度が1,884百万円、平成10年度が1,824百万円となっています。平成8年度町債の増加要因は国民宿舎紀州路みなべの別館の増改築工事によるものです。また、平成10年度の増額は上南部小学校の建築工事と保健福祉センターの建築工事によるものです。平成13年度から17年度までの5カ年間の平均発行額は1,453百万円で前期5カ年と比較すると172百万円の減額となっています。



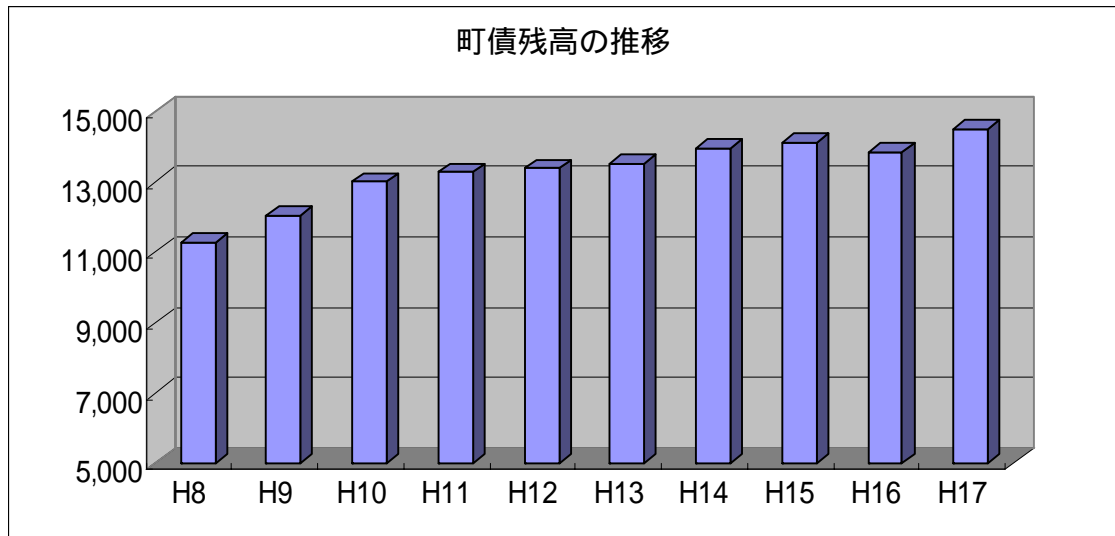
(単位：百万円)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
町債	1,884	1,551	1,824	1,402	1,463	1,263	1,675	1,397	1,034	1,898

* 町債残高の状況

町債の残高は平成8年度末で11,280百万円でありましたが、公共事業等の推進に伴い財源確保のために町債の発行を進めてきたために、町債の残高も毎年増加しており、町村合併後の平成17年度には14,500百万円と膨らんで、10年間で3,220百万円増加としています。

この残高は平成18年度一般会計当初予算8,995百万円の約1.6倍になっています。



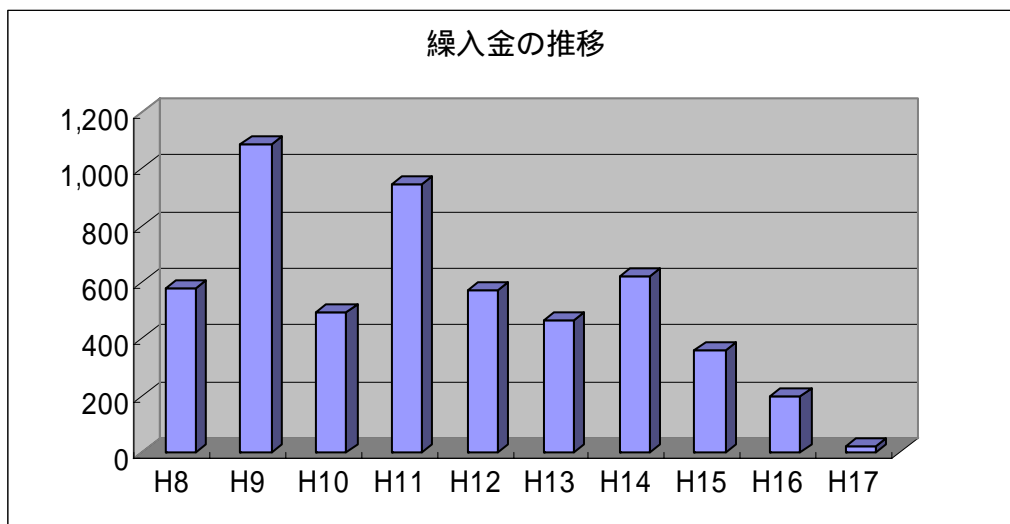
(単位：百万円)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
町債残高	11,280	12,041	13,006	13,261	13,390	13,522	13,946	14,123	13,851	14,500

基金繰入金と基金残高の状況

* 基金繰入金の状況

基金繰入金は町債と同様に公共事業の動向によって増減がありますが、10年間の推移を見てみると平成9年度は1,087百万円でありましたが5年後の平成13年度で469百万円となり、その後も減少傾向が続き平成17年度には20百万円になっています。

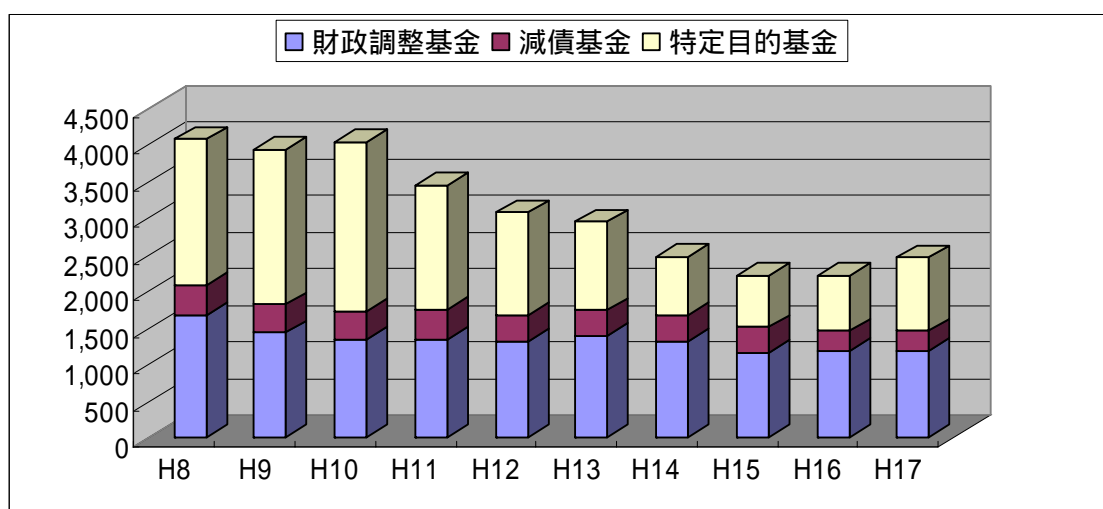


(単位：百万円)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
繰入金	578	1,087	497	943	574	469	623	358	198	20

* 基金残高の状況

基金残高は平成7年度には4,071百万円でしたが、5年後の平成12年度には3,071百万円となり1,000百万円の減額となっています。その後も公共事業等の実施に伴う財源として特定目的基金をはじめ基金等の取り崩しを行った結果、9年後の合併年度である平成16年度では財政調整基金1,178百万円、減債基金276百万円、特定目的基金752百万円で総基金残高が2,206百万円となっており、平成8年度と比較すると1,865百万円の減額となっています。

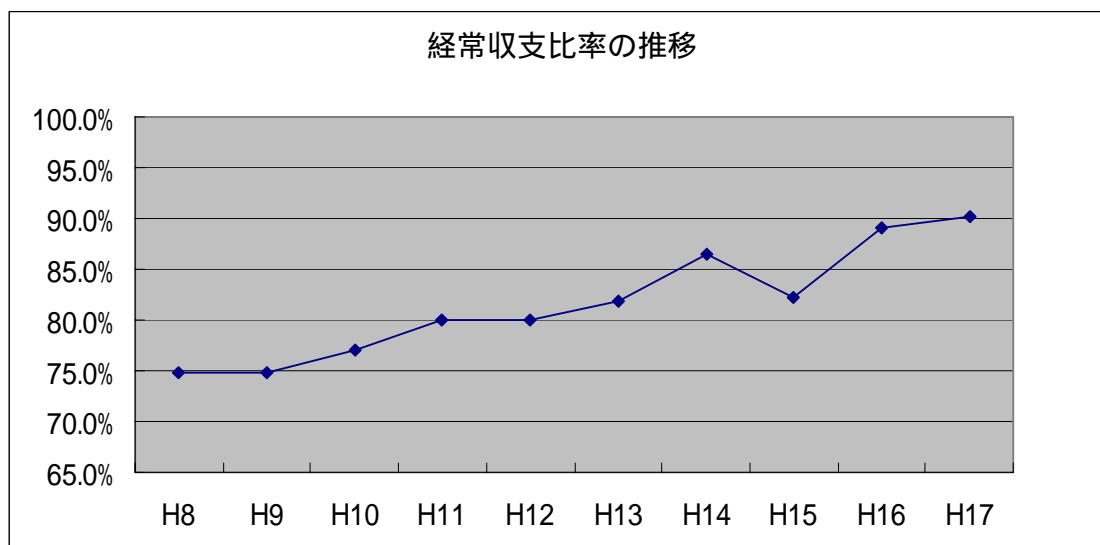


(単位：百万円)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
財政調整基金	1,679	1,425	1,332	1,337	1,315	1,382	1,321	1,161	1,178	1,178
減債基金	403	387	384	415	353	351	348	345	276	275
特定目的基金	1,989	2,122	2,320	1,694	1,403	1,210	805	706	752	1,000

経常収支比率の推移

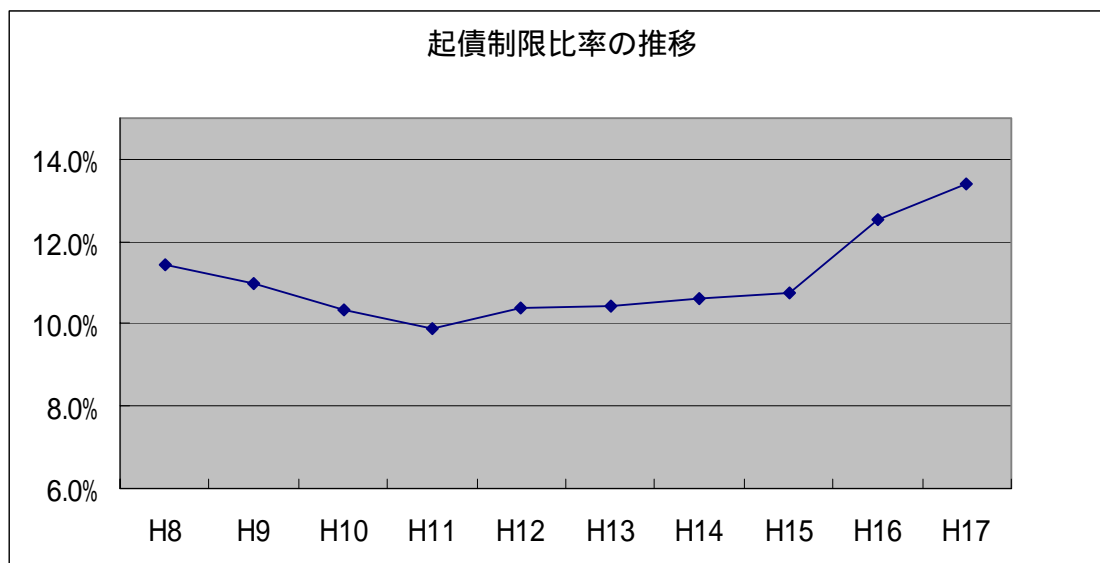
町税や普通交付税等の毎年度経常的に収入される財源の内、用途が限定されず自由に使える収入に対して、人件費・扶助費・公債費・物件費・維持補修費・補助費等の経常的経費に充当した比率を示した経常収支比率について、推移を見てみると平成8年度が74.8%でしたが、平成10年度では80.0%となり平成17年度では90.2%と上昇傾向で推移しています。



年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
経常収支比率	74.8%	74.9%	77.0%	80.0%	80.0%	81.9%	86.4%	82.3%	89.1%	90.2%

起債制限比率の推移

起債制限比率は3カ年の平均数値を用いており、20%を超えると地方債の発行が制限されます。この起債制限比率の推移を見てみると平成8年度は11.4%で10年間の推移はほぼ横ばいではありますが、平成16年度で12.5%となっており少し上昇しています。（環境衛生事務組合の起債が合併により一般会計に組み込まれたためです。）



年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
起債制限比率	11.4%	11.0%	10.3%	9.9%	10.4%	10.4%	10.6%	10.7%	12.5%	13.4%

実質公債費比率

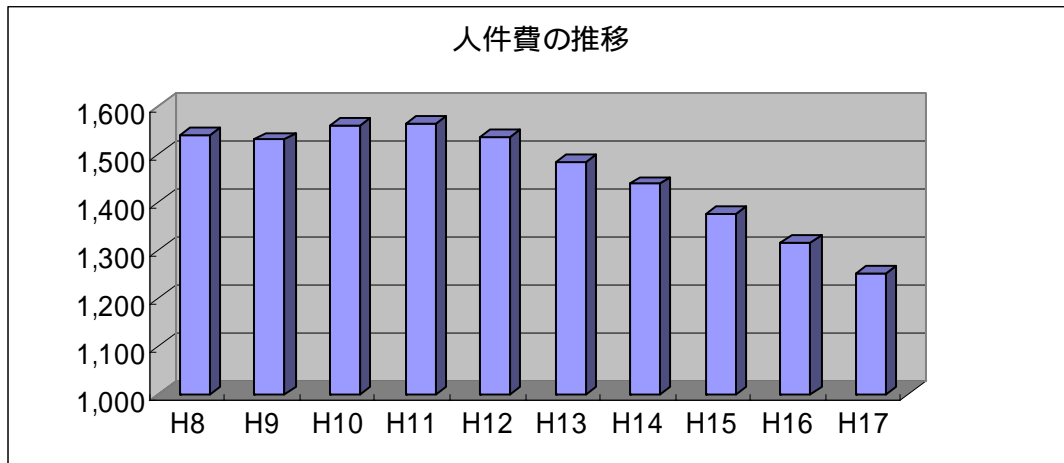
平成18年度より起債が許可制から協議制に代わり、新たに設けられた指標です。従来の起債を許可する際に用いられていた基準「起債制限比率」は普通会計内のみでの算出でありましたが、この指標は特別会計への繰出金や一部事務組合への負担金の内公債費に相当する部分などが算定に加えられることとなりました。この比率が18%以上の場合は、従来どおり許可が必要で、「公債費負担適正化計画」の策定が求められます。

平成18年度みなべ町の比率は21.1%であり、この計画を策定した上で起債許可を経て借入を行うこととなります。

(3) 歳出の状況

人件費

義務的経費である人件費は平成11年度1,563百万円をピークに毎年減少しており平成16年度の合併年度では合併に伴う人件費の削減対応等により1,315百万円となり平成11年度と比較すると248百万円減少となっています。

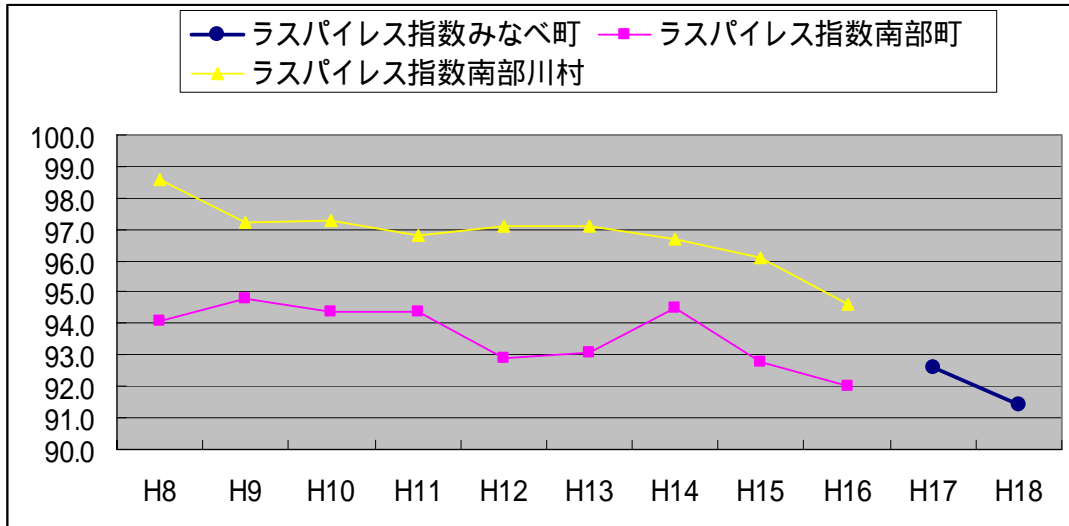


(単位：百万円)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
人件費	1,540	1,530	1,558	1,563	1,534	1,483	1,438	1,376	1,315	1,251

ラスパイレス指数等の推移

国家公務員の給与水準を100とした場合、地方公務員の給与水準を指数で示したラスパイレス指数については、平成8年度以降相対的に減少して平成18年4月1日現在91.4%で、国より低い水準になっています。

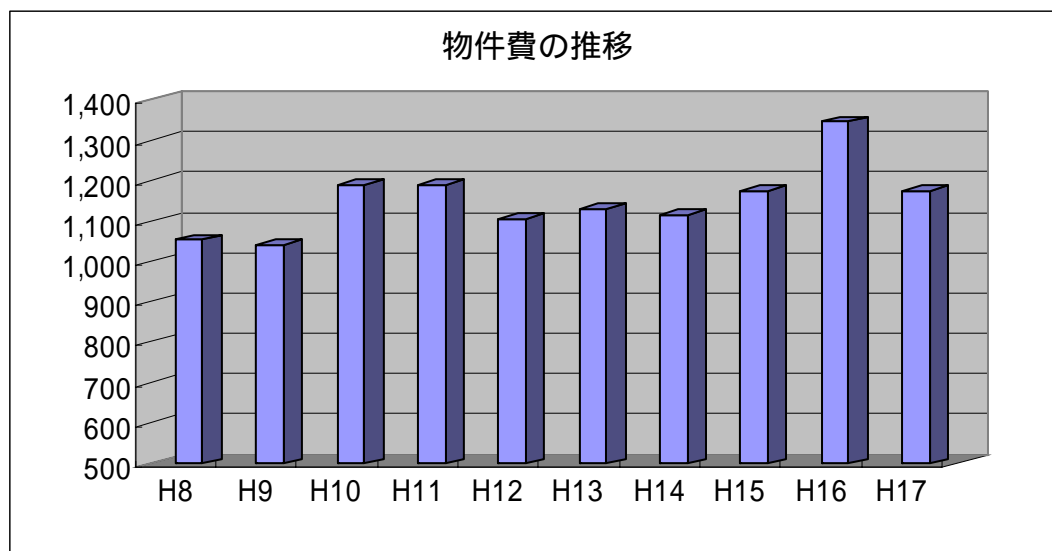


年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
みなべ町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92.6	91.4
南部町	94.1	94.8	94.4	94.4	92.9	93.1	94.5	92.8	92.0		
南部川村	98.6	97.2	97.3	96.8	97.1	97.1	96.7	96.1	94.6		

物件費

物件費は平成8年度以降1,000百万円から1,100百万円台で推移しており増加傾向となっており、平成16年度は合併需要があり1,346百万円となっています。

物件費は今後も増加が予測されるので縮減に努める必要があります。

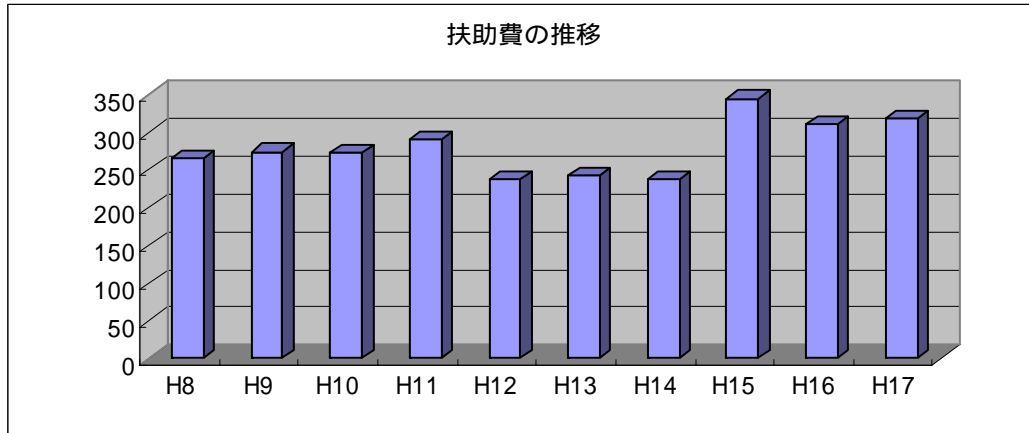


(単位：百万円)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
物件費	1,054	1,042	1,191	1,192	1,106	1,131	1,117	1,174	1,346	1,175

扶助費

扶助費は平成8年度が266百万円で平成11年度まで増加していましたが、12年度から14年度にかけて減少していましたが、平成15年度以降増加しています。

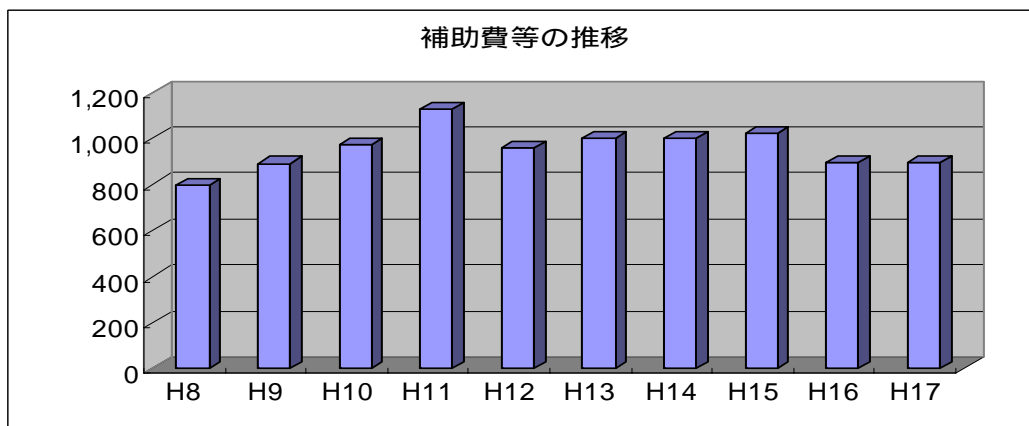


(単位：百万円)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
扶助費	266	275	274	290	238	244	239	345	310	318

補助費等

一部事務組合を含めた補助費は平成8年度が799百万円で10年間の推移を見ると平成11年度が1,129百万円でピークとなり、その後減少傾向で推移し合併年度の平成16年度は897百万円となっています。

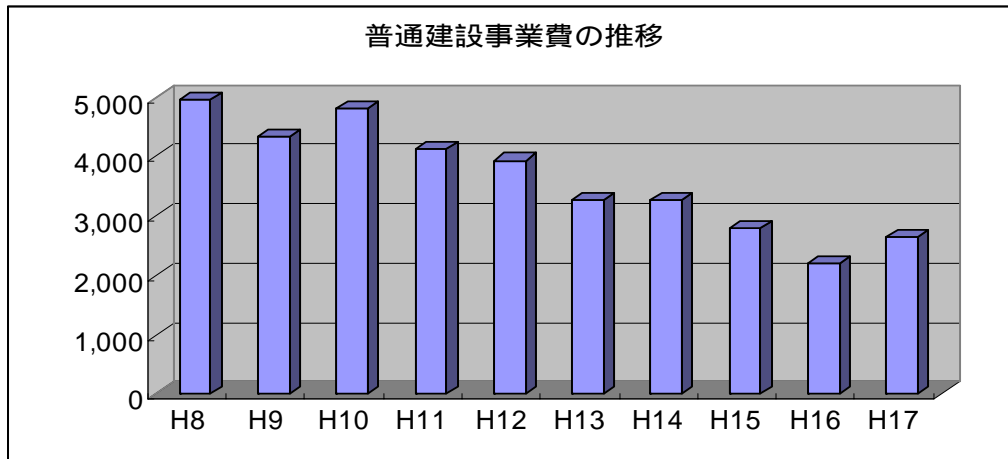


(単位：百万円)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
補助費等	799	892	975	1,129	959	999	1,001	1,024	897	895

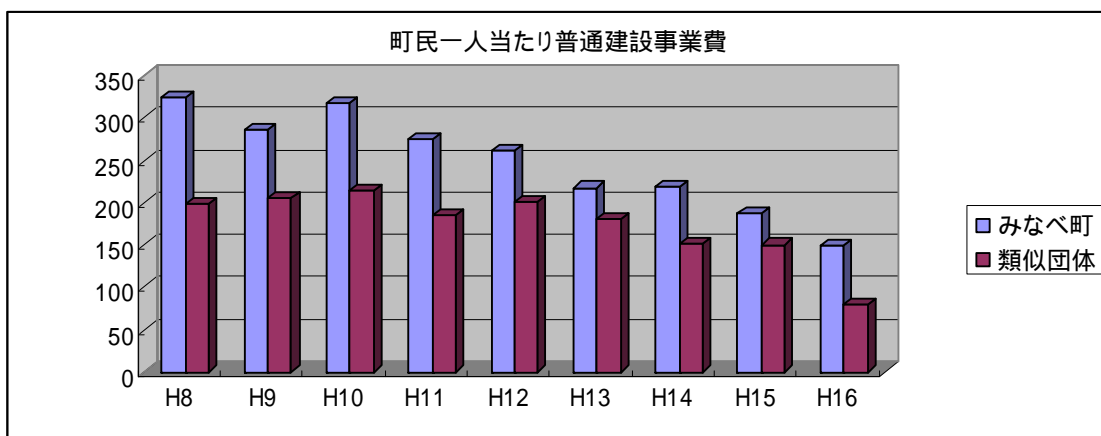
普通建設事業費

平成8年度の4,956百万円をピークに年々減少し、平成16年度はその半分以下の2,204百万円に減少したが上昇局面に入っています。類似団体と比較すると町民一人当たり1.2倍から1.9倍の事業を実施しています。



(単位: 百万円)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
普通建設事業費	4,956	4,336	4,800	4,127	3,936	3,266	3,264	2,800	2,204	2,659
歳出総額占有率	46%	40%	42%	38%	38%	35%	34%	30%	26%	29%

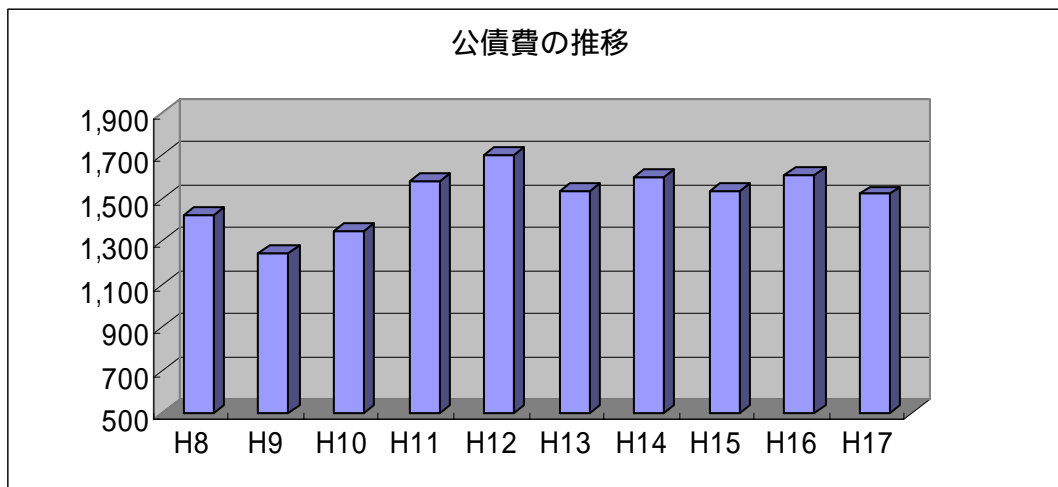


(単位: 千円)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
みなべ町	325	285	317	274	262	218	218	187	148
類似団体	198	206	214	185	200	181	152	150	79

公債費

公債費は平成8年度で1,420百万円でしたが、その後10年間の推移を見てみると増加傾向になっており、5年後の平成12年度には1,705百万円となり、平成16年度は1,606百万円で平成9年度と比較すると362百万円の増額となっています。また、16年度の決算では歳出に占める割合が18.7%となっており、町債の新規発行額を抑制しないと、町債は今後も増加し推移していくことが予測され町財政にとって大きな負担となります。



(単位：百万円)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
公債費	1,420	1,244	1,353	1,583	1,705	1,538	1,602	1,539	1,606	1,521
うち繰上償還	261	0	36	162	194	0	0	0	0	0

今後の財政見通し（中期財政収支見通し）

（単位：百万円）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地方税	1,490	1,410	1,516	1,508	1,494	1,508
地方譲与税等	401	421	308	308	308	302
地方交付税	3,392	3,498	3,438	3,518	3,553	3,680
うち普通交付税	2,729	2,887	2,920	3,018	3,053	3,180
国県支出金	1,429	1,590	1,730	1,436	1,519	1,101
地方債	1,898	2,049	2,088	1,796	1,232	1,539
うち臨時財政対策債	322	288	261	261	261	261
その他【H19以降： 除く基金繰入金】	1,053	1,194	550	447	393	368
歳入総額	9,663	10,161	9,630	9,014	8,499	8,499
人件費	1,251	1,255	1,215	1,199	1,170	1,159
扶助費	318	380	432	435	437	438
公債費	1,521	1,960	1,576	1,724	1,836	1,929
普通建設事業費	2,859	3,091	3,318	2,865	2,300	1,723
その他	3,089	3,299	3,040	3,003	2,991	3,369
歳出総額	9,038	9,985	9,582	9,227	8,733	8,618
歳入歳出差引 （＝基金繰入額）	625	176	48	213	234	119

歳入・歳出の推計方法

歳入・歳出共通

各課から提出を受けた今後5ヵ年(平成22年度まで)の各科目わたる歳入・歳出見通しを基本に作成したものである。

歳入

町税

19年度以降の税源移譲分を見込んでいる。

地方譲与税等

19年度以降同額とした。19年度以降所得譲与税は廃止に伴い計上していない。地方特例交付金(特別交付金)について平成21年度まで計上した。

地方交付税

普通交付税については基準財政需要額に算入される公債費分について後年度借入にかかる算入額を加算して試算している。

国県補助金

建設事業年次計画(普通建設)に基づいた国県補助金を加算している。

地方債

建設事業年次計画(普通建設)に基づいた地方債を加算している。

歳出

人件費

定員管理適正化計画に基づき平成22年度までの退職予定者14人に対して4名の補充として積算している。

国政選挙など任期毎に選挙に係る費用を計上している。

公債費

既発債の確定値と後年度の新規債発行に基づく見込額を積算している。

普通建設事業費

各課から要望のあった事業費について平準化を図った後の事業費を計上している。

財政健全化計画の策定について

(1) 計画策定の目的

本町は平成16年10月1日に南部町と南部川村が合併して「みなべ町」となっています。みなべ町では合併時に新町まちづくり計画を策定して、今後の町づくりの将来像や基本方針、主要施策などを定めています。

今後の町づくりの方向として

緑豊かで快適なまち

永く住みたい魅力あるまち

便利・安心・安全なまち

互助・互恵のまち

うめ日本一の元気なまち

を柱に道路や上下水路等の生活基盤や環境の整備、農業・水産業・商工業等の産業の振興・創造をはじめ教育・文化の充実・創造や保険・医療・福祉の充実、交流・連携の強化等の主要施策に基づき積極的に町づくりのための事業などを実施しています。

また、合併に伴い行政組織体制や職員の定員の適正化についても合併協議の中で方向が示されており、これの対応として行財政の改革を図るために議員定数の削減や早期退職制度の実施による職員数の削減、特別職を始め非常勤特別職等の報酬の縮減等により約2億円の人件費の削減を行っています。また、中長期的な対応としては今後10年間の退職者数に対し、新規採用者の抑制を行うことにしており、この合併協議事項を基本に職員の定員適正化計画を策定して、総人件費の削減に努めて財政の健全化対策を進めています。

しかし、昨今の地方財政を取り巻く情勢は厳しいうえに三位一体改革による国庫補助金や地方交付税の削減があり、より以上に厳しくなることが予測されます。

このような情勢下の中で本町の財政状況も基幹産業である梅産業の低迷により、町税の収入の減少が見込まれ、三位一体改革に伴う国庫補助金、地方交付税等の削減などにより歳入面での増加は見込めないうえに、歳出面においては合併に伴う各種の施策や事業の実施により投資的経費

や公債費の増加とともに公共下水道や農業集落排水事業、介護保険など特別会計への繰出金が増加しており財政の硬直化が予測されます。

このように、今後、厳しい財政環境が懸念される中で新たな行政課題に対応できる財政体質を確立するため、財政健全化計画の策定により、目標を設定し、目標達成に向け取組をすすめるものであります。

(2) 財政健全化の基本方針

今後、地方分権の推進に伴い自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた町の実現を図るためには簡素で効率的な行財政システムの構築を目指します。

本格的な地方分権時代を向えて自己決定、自己責任に基づいた行財政運営を進めていくために、透明化を図り必要不可欠な財源の確保と歳出の縮減、行政の効率化、合理化を行います。

地方分権時代に対応するために、今後は国・県・民間・住民等との適切な役割分担の中で、町行政の役割分担を明確にして、指定管理者制度の導入などの民間委託を推進し、限られた財源を効果的に活用し住民自治の拡充を進めます。

(3) 計画期間

行財政改革の取組は、永続的に続けていく必要がありますが、本計画では平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

(4) 目標

平成18年度から平成22年度までの5カ年間の中期財政見通しにおいて見込まれる収支不足を圧縮し持続可能な財政体質の確立を目指します。

財政健全化に向けた方策

本格的な地方分権時代を向かえる中で自立性を高め個性豊かで自己責任に基づいた簡素で効率的な行財政運営を進めていくためには、財政健全化の基本方針や施策目標の実現に向けた取り組みが重要であり、歳出と歳入全般において見直しを行い、限られた財源を効果的に活用する中で行政の効率化や合理化を図る必要があります。

今後の具体的な改革項目及び目標

(1) 歳入の確保

税収の確保

町税の収入については前述のとおり平成10年度をピークに減少を続けています。現在の地方経済の情勢から予測すると中期的には大幅な景気の回復が見込めない状況です。また、他方では少子高齢社会の進展等による人口の減少により安定的な町税収入の確保が見込めない中で、三位一体改革による税源移譲も踏まえて、安定的な町税収入を確保するために徴収体制の整備や滞納処分の強化により徴収率の向上を図ります。

【見直し検討項目】

体制強化 町税前納報償金 地方税回収機構(継続) ほか

受益者負担の適正化

町民負担の公平性確保や受益者負担の原則に基づき他市町村等との比較も行い、負担の必要なものについても検討を行い、適正な受益負担を図ります。

【見直し検討項目】

使用料・手数料単価 条例規則の減免制度

健康診断 公民館・健康づくり等の教室参加者負担 ほか

町有財産の有効活用と売却の促進

町有地の中で普通財産については、今後の有効活用について検討するとともに、利用頻度の低い土地の洗出しと売却処分等を図ります。

【見直し検討項目】

遊休資産売却・有料貸付

(2) 歳出(内部管理経費)の削減

職員数の削減

平成18年4月1日現在の職員数は172人で類似団体と比較しても少ない状況ではありますが、今後の社会情勢の変化や財政、事務事業の状況等を勘案しながら少数精鋭を基本に「定員適正化計画」に基づき職員数の削減と民間委託等の導入により人件費の抑制を行います。

【見直し検討項目】

職員数の削減 収入役制度 ほか

	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1
職員数(人)	172	170	166	164	162
増減数(対 H18)		-2	-6	-8	-10
増減率(対 H18)		-1.2%	-3.5%	-4.7%	-5.8%

職員給与等の見直し

常勤の特別職、職員の給与の見直し

町村合併までに調整手当や特殊勤務手当については既に廃止しており、ラスパイレス指数も平成18年4月1日現在91.4%と低い水準にあります。なお平成18年4月には人事院の給与引き下げ勧告に基づき給与改正を実施し、人件費の抑制を行っています。

【見直し検討項目】

特別職給与 一般職給与 管理職手当支給率 時間外勤務時間の振替代休取得 時間外勤務手当単価 各種委員会の整理縮小廃止又は統合 ほか

組織機構の見直し

地方分権の推進に伴い地域の実情や行政需要の質的变化に応じた効果的な行政サービスを効率的に提供するためには、その受け皿となる行政組織機構体制の整備が重要であるので組織機構の見直しを行います。

【見直し検討項目】

行政組織機構体制

指定管理者制度の導入による民間委託の推進

効率的で小さな行政の実現を図るために、官から民への考え方に基づき指定管理者制度の導入を行いながら民間委託をより一層推進します。また民間譲渡も視野に入れ見直しを検討したい。

平成18年度の指定管理者制度の導入

* へき地保育所（ひかり保育所） * デイサービスセンター

* 紀州備長炭振興館 * 国民宿舎紀州路みなべ

【見直し検討項目】

図書館 うめ振興館 鶴の湯 千里球場等体育施設 ほか

公債費の削減

後年度の大きな負担となる町債の発行については、必要最小限にとどめ、発行にあたっては地方交付税等の財政措置のある起債を優先し、後年度の財政負担の軽減を図ります。また、公債費負担の軽減を図るため繰上償還を実施します。

【見直し検討項目】

繰上償還

その他内部管理経費の削減

物件費の縮減

物件費については、総額の抑制を行います。

【見直し検討項目】

公用車の集中管理・新規購入抑制・E T C 各公共施設エレベータ保守 光熱水費（庁舎維持管理費 ガソリン等燃料費） コピー機器契約 電算プログラム変更委託費 夜間警備業務 電話交換業務 庁舎等公共施設日常清掃・用具 高齢者会館等管理委託 公園等施設管理・樹木剪定委託 交際費(町、議会、教委) 賃金単価 旅費(日当・県外宿泊日当の縮小、県外旅費の実費化、高速道路利用範囲) 法令図書等の追録整理 新聞購読部数 テレビ台数 支出調査等添付書類(発注伺調書等) 口座振替領収書 広報配布手数料 地籍調査の民間委託 ほか

(3) 事務事業等の見直し

公共施設の統廃合

合併後、第1庁舎と第2庁舎の分庁方式で業務を行なっていますが、住民の利便性、今後職員数を削減すること、維持管理費が必要なことを鑑み庁舎統合の検討をします。

また本格的な少子高齢社会の到来で減少している園児・児童生徒数の推移を見ながら中長期的な対応として、幼稚園・保育所をはじめ小学校・中学校等の統合を関係者や町民の理解を得ながら計画的に進めます。その他公共施設についても廃止や今後の利活用を含めて検討し対応をします。

【見直し検討項目】

庁舎 幼稚園 保育所 小中学校 住民会館 ほか

補助金等の見直し

各種団体等に対する補助金については、制度創設後の社会経済情勢等の変化により、事業効果等の薄れた補助金については見直しを行い廃止、縮小、統合等を行います。また、各種団体への補助金の交付要綱や計画、内容等について見直しを進めます。

【見直し検討項目】

各種団体補助金 県外研修助成 生ごみ処理機購入助成 地区運動会等行事助成 小中学校クラブ大会旅費助成率 ほか

社会保障関係経費の見直し

少子高齢化による今後の人口構成を考えると扶助費を中心とした社会保障費の増加は、財政的には大きな影響を与えるものになると予想されます。町単独施策や国・県の基準を上回って実施している事業について見直しを進めます。

【見直し検討項目】

扶助費助成 敬老福祉大会 長寿祝金 ほか

(4) 公共事業費の見直し

投資的経費の見直し

普通建設事業については、類似団体と比較して高い数値で推移しています。町の財政状況を念頭に置き、事業の目的、必要性、重要性、緊急性など費用対効果を充分検証し、事業規模の縮小、単年度負担の平準化や優先順位による事業の延伸等の検討を加え、計画的に実施し、経費抑制を行いません。

入札及び契約手法の見直し

地方公共団体は、地元優先発注による「企業の育成」「雇用の確保」「税収の確保」など地域政策的課題を持つ一方「経費削減」も図らなければならない課題もあることから、入札制度の透明性、公正性、競争性の向上を図ります。

(5) 特別会計への繰出金の縮減

公共下水・農業集落排水事業特別会計への公債費に対する繰出金が増加しています。特別会計は独立採算での運営が原則であることから、特別会計においても今後の財政の収支見通しを明示し、健全化に向けた取り組みが重要であります。当面の対策として各家庭への接続の促進を図り、使用料の増収に努めます。また、使用料金の改正については、各家庭への接続率が当初計画の目標率に達した時期に見直しを行う予定です。

国民健康保険、介護保険、老人保健等の特別会計への繰出金も増加傾向にあり、この対応については、繰出基準の徹底などにより総額の抑制を行います。

(6) 財政運営の改善と情報の開示

事務事業の評価の導入

限られた財源の効果的、効率的な配分や執行を図るために、町が行っている事務事業について効果・必要性・緊急性などを勘案し、採択・継続・廃止などの決定を行うため、基準を設けて評価する事務事業システムについて調査、研究を行います。

町民への情報の提供

財政健全化計画の実施については、町民、議会、関係団体等の理解と協力が

重要かつ不可欠であるので、計画の内容や実施状況等について、広報誌への掲載やホームページ等で情報の提供を行います。

また、総務省は新たな地方公会計制度整備として地方公共団体へ複式簿記の考え方の導入を図り「貸借対照表」「行政コスト計算書」「資金収支計算書」「純資産変動計算書」等の財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報(町村については5年後までにこの4つの表を整備又は作成に必要な情報)を開示するよう求めようとしていることから本町もこれら4表について町財政を説明できる資料として町民にもわかりやすい形で公表し、町政運営に活用できるよう研究していく必要があります。